

事業者の
皆さまへ

～業務用の「はかり」は定期検査を 受検しなければいけません～

消費生活センターでは、「はかりの検査業務」を行っています。
「取引・証明」に使用するはかりは、計量法により2年に1度の定期検査を受けるように義務付けられています。

【取引・証明に使用するはかりの具体例】

- 商品の値段を“重さ”で取引するための「はかり」
(例) … 100g〇〇円で商品を売る、買い取る
- 小包郵便物、一般運送事業者等の宅配便物の料金
特定に使用する「はかり」
- 病院、薬局で調剤に使用する「はかり」
- 学校、病院、福祉施設等で健康診断に使用する
「はかり(体重計)」



検査済みのはかりには「合格シール」を貼付しています。
みなさんもお店や病院に行かれた際には探してみてくださいはいかがでしょうか？

消費生活ニュース

No.172

H30.2発行

そのお金本当にもらえるの？

【事例1 20代・女性】

スマートフォンで副業サイトを検索して、あるサイトを見つけました。
そのサイトでは、「女性が、男性の相談や愚痴をメールでやり取りすると、高額報酬がもらえる」というものだったので、私はそのサイトに仮登録するために空メールを送りました。

その後、サイト上の受信ページに男性からメールが届き、その男性の相談に応じました。
相談が終わり30万円の報酬をもらう予定でしたが、そのためには「正規会員の登録をする必要がある」とのメールが届きました。

そこで登録費用として5,000円分の「ポイント」をクレジットカードで決済しました。
さらにメールアドレスを交換するために、10,000円分の「ポイント」をクレジットカードで決済しました。

その後もサイトからの求めに応じて支払いばかりしており、不安になっています。
※ポイント：サイト内でのメールのやり取りのために消費される利用料。

【アドバイス】

いわゆる「サクラ」サイトだと考えられます。

相談者には、「クレジットカード会社と決済代行会社に、契約の経緯とともにクレジット決済の取り消しを求める書面を送付する」ように助言し、サイト運営会社等に対して、あっせんすることにしました。

実際に支払いが取り消されるかは、サイト業者の対応によるところが大きく、分からない状況です。

※サクラサイト：メールでやり取りした相手は「サクラ」の可能性が高く、相談する男性を装ってメールをしています。

※決済代行会社：決済ツールを導入したいネットショップとクレジットカード会社等の間に立ち、クレジット決済・口座振替等様々な決済手段を提供するサービスを行う会社のこと。

※あつせん：消費生活相談員が事業者と直接に電話や面談等で説得や交渉を行って、問題を解決する方法です。



「消費生活教室」を受講してみませんか？

消費生活に関することなどをテーマに、専門の講師をお招きして講座を行っています。詳細は下記のとおりです。たくさんのご応募をお待ちしております。

- 日 時：5月～9月までの毎月第4日曜日
13:30～15:00
- 場 所：中部地区公民館（光月町6-17）
- 日 程：未定（受講希望者に対して4月下旬に案内状を送付します。）
- 受講料：無 料
- 申 込：受講を希望される方は官製ハガキに「教室受講希望」と明記し、「住所、氏名」を記入して、消費生活センターまで郵送してください。電話による申込も受け付けております。
- 宛 先：〒857-8585 八幡町1-10 佐世保市消費生活センター



【お問い合わせ】消費生活センター ☎0956-22-2591

佐世保市消費生活センター

佐世保市役所本庁舎12階（佐世保市八幡町1-10）

☎ 0956-22-2591

■相談受付時間…8:30～17:15

■閉 所 日…土・日・祝日・年末年始

【相談をする際の注意点】

1. 相談は原則として佐世保市民の方からのみお受けしております。
2. 事業者の方からの相談はお受けしていません。
3. 個人同士の争いの相談はお受けしていません。

